

保存版

令和元年7月9日

保護者のみなさまへ

京都市立桂中学校
校長 折野 匡治

地震に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、京都市域において「震度5弱以上の地震」があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※学校所在の西京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

・下校後、深夜0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業にします。

・深夜0時以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業にします。

・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として、休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページ等により、その旨連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは、学校に留め置くこととします。帰宅については、引き渡しカードを確認し、保護者への引き渡し帰宅とします。

災害状況によって、教室か第2体育館で生徒は待機となる予定です。正門を入口とし、正門で待機している教職員の誘導に従ってください。

生徒の安全確認のためにも、できるだけ早く来ていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨、ご指導いただきますようお願いいたします。